

HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理が制度化されました！

- ◆令和3年6月1日から、食品衛生法が改正され、原則、全ての食品等事業者は「HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理」を実施しなければなりません。
- ◆飲食店営業、菓子製造業等今まで、営業許可の対象となっていた業種だけでなく、**営業届出の対象となる業種の事業者も対象となります。**

何をすればいいの？

① 手引書の内容を確認

HACCPの考え方 手引書  で検索または▶

手引書って何？



<厚生労働省HP>

② 手引書に沿って、衛生管理計画を作成

③ 作成した計画に沿って実施し、記録

④ 定期的に記録を振り返り、場合により計画を見直す



営業許可制度が見直され、営業届出制度が創設されました。

どんなに変わったの？

① 新たに許可の対象になる業種があります！

- ◆**漬物製造業 水産製品製造業（干物、しらす干し等を含む） 食品の小分け業** 等
- ◆令和3年5月31日時点で営業している場合は、3年間の猶予期間があります。
(令和6年5月31日までに許可取得が必要です。)

② 営業届出が必要な業種ができました！

- ◆**茶葉、山菜の塩漬（漬物にあたらぬもの）、こんにやく、干し芋（※）等の製造**又は、**温度管理等が必要な包装食品を販売等**する場合も保健所への届出が必要です。

※干し芋、東山は、製造方法、製造者が生産者かどうか等により届出不要場合があります。

まずは、管轄の保健所までお気軽にご相談ください！

| 問い合わせ先 | 管轄地域 | 電話（代表番号） |
|----------|--------------------------------------|--------------|
| 安芸福祉保健所 | 安芸市、室戸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村 | 0887-34-3175 |
| 中央東福祉保健所 | 南国市、香南市、香美市、本山町、大豊町、土佐町、大川村 | 0887-53-3171 |
| 中央西福祉保健所 | 土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村 | 0889-22-1240 |
| 須崎福祉保健所 | 須崎市、梶原町、津野町、中土佐町、四万十町 | 0889-42-1875 |
| 幡多福祉保健所 | 宿毛市、土佐清水市、四万十市、黒潮町、大月町、三原村 | 0880-35-5979 |